

…市職員を募集します…

●第一次試験日 7月22日(日)

秘書課人事係 ☎23-3915

●試験申込書受付

●受付期間 6月1日(金)～15日(金) (土・日曜日は除く) (郵送は当日消印有効) 午前8時30分～午後5時15分

●提出方法 秘書課(市役所4階)に持参または郵送 〒768-8601(住所記載不要) 観音寺市秘書課人事係



●試験案内・試験申込書

5月1日(火)から、総合案内所(市役所1階)と秘書課(市役所4階)、各支所で配布します。市ホームページからもダウンロードできます。

注意：電話や電子メールでの請求は不可
詳しくは市ホームページで確認してください。
<http://www.city.kanonji.kagawa.jp/>

下記の募集も予定しています。
試験日や受験資格など詳しくは、
広報かんおんじ7月号に掲載します。
○一般事務(身体障がい者対象)
○一般事務(U I J ターン型)

●試験区分・募集人数等

区分	人数	受験資格	試験の程度
一般事務(上級)	15人	昭和59年4月2日以降に生まれた人	大学卒業程度
土木	1人程度	昭和59年4月2日以降に生まれた人で、土木系学科を卒業した人または平成31年3月31日までに卒業見込みの人	
管理栄養士	1人程度	昭和59年4月2日以降に生まれた人で、管理栄養士の資格を有する人	
保健師	2人程度	昭和59年4月2日以降に生まれた人で、保健師免許を有する人または平成31年3月31日までに取得できる見込みの人	短期大学卒業程度
保育士 幼稚園教諭	11人程度	昭和59年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格および幼稚園教諭免許を併せて有する人または平成31年3月31日までに取得できる見込みの人	

募集します

改選にあたり、市民の皆さんの意見を反映するため委員を募集します。

行政改革推進委員会委員

- ◇協議内容 観音寺市行政改革大綱等各種計画に基づく施策の推進に関する審議・検討など
- ◇募集人数 2人
- ◇応募資格 本市に引き続き1年以上住所を有し、年2回程度開催される夜間の会議に出席できる満20歳以上の人

◇任期

- 委嘱日～平成32年3月31日
- ◇応募期間 5月1日(火)～21日(月)(必着)
- ◇発表 選考結果は、本人に通知
- ◇応募方法 公募申込書に必要事項を記入し、下記へ提出(応募用紙は、市ホームページまたは市役所総合案内所、企画課、各支所にあります)

◇注意

- 議員や市職員を除く
- ◇応募・問い合わせ先 〒768-8601(住所記載不要) 観音寺市政策部企画課
E:gyoukaku@city.kanonji.lg.jp
☎23-3917 ☎23-3920

男女共同参画推進会議委員

- ◇協議内容 観音寺市男女共同参画計画の策定に関する事、計画に基づく施策の推進に関する調査や目標達成に対する審議・検討など
- ◇募集人数 3人
- ◇応募資格 市内在住、または勤務しており年3回程度開催される夜間の会議に出席できる満20歳以上の人

がんばれ観音寺応援寄附金

～ふるさと納税～

この制度をPRいただくとともに全国からの応援を心からお待ちしています。

がんばれ観音寺応援寄附金とは

「観音寺から離れているけれど、ふるさと観音寺を応援したい」そのような人から寄附金を募り、活気あるまちづくりに役立てる制度です。寄附をすると、現在住んでいる市区町村に納めている住民税などが一部控除されるほか、5千円以上の寄附をしていただいた人には、お礼の気持ちを込めて観音寺の特産品をお贈りします。



寄附金の使い道として 選択できる事業が増えました!

- 安心して子育てできる環境づくりのための事業
- 未来を担う子どもたちの教育のための事業
- にぎわいや交流を創出するための事業
- 活力と魅力ある産業の振興のための事業
- 誰もが健康で安心して暮らすための事業
- 芸術文化の伝承と振興のための事業
- 事業の指定はしない

申し込み方法

ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」から寄附の申し込みができます。クレジットカード決済、または払込取扱票による郵便局からの振り込みが選択できます。市ホームページから申込書をダウンロードし、ファクスまたはメールで申し込むこともできます。払込取扱票およびお礼の品のカタログが必要な場合は、下記までお問い合わせください。

[ふるさとチョイス観音寺](#) 検索

ふるさと納税の手順

- ①ふるさと納税サイト、または申込書でお申し込みください。
 - ②入金方法、お礼の品、寄附金の使い道を選択し、入金をお願いします。
 - ③市から寄附者のお名前で「寄附金受領証明書」を発行し送付します。
 - ④お礼の品をお届けします。
 - ⑤確定申告またはワンストップ特例制度を利用する場合は申請書をご提出ください。
 - ⑥寄附をした年の翌年に、確定申告をする場合は、所得税と住民税から控除されます。またワンストップ特例制度を利用した場合は、住民税から控除されます。
※確定申告をしてもワンストップ特例制度を利用しても、控除される金額は変わりません。
- 【注意】④、⑤は順序が前後する場合があります。

問い合わせ先

ふるさと活力創生課

☎0875-23-7803 ☎0875-23-3920
E: furusato@city.kanonji.lg.jp

自分で守る 自分たちで守る

大規模災害などが発生したとき、国や県、市の対応（公助）には限界があり、早期に実効性のある対策をとることが難しい場合があります。防災、減災のために、住宅の耐震化や、家具、電気製品等の転倒防止対策などをして「自分の身は自分で守る」こと（自助）が大切です。

また、普段から顔を合わせる地域や近隣の人々が集まって「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神で、お互いに協力しながら、自発的な防災活動に組織的に取り組むこと（共助）が重要です。

観音寺市自主防災組織 活性化事業

●防災備蓄食料購入事業（新規事業）

補助内容 自主防災組織が、非常用保存食および保存水を購入した経費

条件 保存期間が5年以上のもの

補助額 補助対象経費の3分の2以内

1000世帯以下の組織 5万円を限度

2000世帯以下の組織 10万円を限度

2010世帯以上の組織 15万円を限度

●防災資機材購入事業

補助内容 自主防災組織が、ヘルメット、ライト、メガホン、発電機、投光器、チェーンソー、消火器、担架、救急セット等の防災資機材を購入した経費

補助額 補助対象経費の3分の2以内（限度額10万円）

●防災訓練事業

補助内容 自主防災組織が、図上訓練、情報収集・伝達訓練、初期消火訓練、救出・救護訓練、避難誘導訓練、炊き出し・給水訓練、その他防災上必要な訓練を同時に2種類以上実施した際の経費

条件 組織構成世帯のおおむね3分の1以上の参加が必要

●防災士育成支援事業

防災士とは、日本防災士機構が認定した地域防災活動のリーダーです。

補助内容 防災士資格の取得に必要な経費

補助額 2万円

申請書 市ホームページ（くらしの情報）↓消防・防災 ↓自主防災組織 からダウンロードできます。

注意 詳しくは、お問い合わせ先 へ申し込み・問い合わせ先 へお問い合わせください。

危機管理課 23-3940

平成30年度から、自治会等に対して行っている自治公民館建設工事等補助事業（自治会集会所の新築および増改築、改修、修繕工事、浄化槽および衛生設備工事、バリアフリー化工事および整備）に、伝統文化倉庫の新築工事および自治会集会所の耐震診断を追加します。

補助対象団体等

- 自治会等
- 町または自治会の連合組織

※ただし、次の団体は補助対象外

- ・この補助金を受けた年度の翌年度から起算して5年を経過しない団体
- ・自治会集会所等建設工事等に関し、この補助金以外の補助を受ける団体

種類	補助要件	補助額	補助限度額
伝統文化倉庫の新築工事	工事等に係る経費が500万円以上のもので（認可地縁団体が行うものに限る）	補助対象経費に100分の20を乗じて得た額	200万円
自治会集会所の耐震診断	なし	補助対象経費に10分の9を乗じて得た額	10万円

(1,000円未満は切り捨て)

申請方法や内容など、詳しくはお問い合わせください。

申し込み・問い合わせ先 地域支援課市民協働係 23-3949

住まいの耐震化

昭和56年以前の住宅にお住まいの人へ住宅の耐震診断や耐震改修等に要した費用の一部を補助します。

まずは耐震診断 90%を補助 上限9万円

耐震改修 90万円 全額補助

耐震改修 50万円 全額補助

耐震シェルター・ベッド 20万円 全額補助

※補助を受けるためには条件があります。事前にお問い合わせください。

問い合わせ先 建設課建築係 23-3942

モニター 民間住宅耐震補強 低コスト工法モデル事業

安価で日常生活への影響が少ない工法（低コスト工法）を用いて耐震改修工事を行っている人の中から、現場見学会やインタビューなどの広報活動に協力いただけるモニターを募集します。モニターになっていただくと、耐震改修補助の90万円に加えて、さらに60万円を上乗せします（自己負担10万円が必要。応募・選定には条件あり）。

住宅の耐震化講座（低コスト工法を用いた耐震改修工事）

日時 6月15日(金)午後2時～午後4時30分

場所 サンメッセ香川 中会議室

人数 100人

講師 名古屋工業大学教授 井戸田秀樹先生ほか

問い合わせ先 香川県住宅課 087-832-3584

新婚生活のスタートを支援します！（結婚新生活支援補助金）

内容 補助金の額は1世帯30万円まで

○住居費補助
婚姻に伴い新たに住宅を建築、あるいは購入に要した費用、または賃借に要した賃料、敷金、礼金、共益費および仲介手数料

○引っ越し費用補助
婚姻を機に観音寺市に転入または市内で転居する際に要した費用

※夫婦の一方が婚姻日前から賃借している住宅に係る住居費については、同居を開始した日以後に生じた費用に限る。

対象 3月2日から平成31年3月1日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦

※ただし、夫婦ともに婚姻届提出時に34歳以下であること、夫婦の平成29年分の所得額が340万円未満であること（平成29年中に奨学金返済を行っている人は控除後の額）

注意 その他の要件や申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先 ふるさと活力創生課 23-7803

空き店舗活用事業補助金交付について

平成30年度から中心市街地ゾーン内の空き店舗等を改装して、店舗または事務所を開設する事業者に対し、改装工事費を補助します。

補助額 市内の事業者が行う場合 対象経費の3分の2（上限130万円）
市外の事業者が行う場合 対象経費の2分の1（上限100万円）

申し込み・問い合わせ先 商工観光課 23-3933

観音寺ホッとメールに登録を！

「観音寺ホッとメール」は、携帯電話などのメール機能を利用して、さまざまな情報を配信するサービスです。防災情報やイベント情報など、利用者が希望する項目を登録することで、タイムリーな情報を受け取ることができます。

利用上の注意

- 登録は無料ですが、配信の登録や変更、メールの送受信などにかかるバケット代や通信料は利用者の負担です。
- 配信したメールに、返信はできません。
- メールアドレスを変更した場合は、再度登録をしてください。
- 通信事業者のシステムなどの条件によって、着信が遅れる場合があります。

問い合わせ先 企画課情報統計係 23-3917
電子メール kikaku@city.kanonji.lg.jp

登録方法

- ①entry@city.kanonji.lg.jpへ空メールを送信（QRコードからもアクセス可能）
- ②「観音寺ホッとメール受付」という返信メールが届きます。受信拒否設定など迷惑メール対策をしていて返信メールが届かない人は、hotmail@city.kanonji.lg.jpのアドレスまたはcity.kanonji.lg.jpのドメインからのメールを受信可能に設定してください。
- ③メール本文のURLに接続して登録画面が表示されたら「利用規約」を確認し、配信を希望する情報を選択してください。
- ④「登録完了」のメールが届くと登録完了です。

